

## 第8章 計画の推進に向けて

計画の推進体制と進行管理について示します。

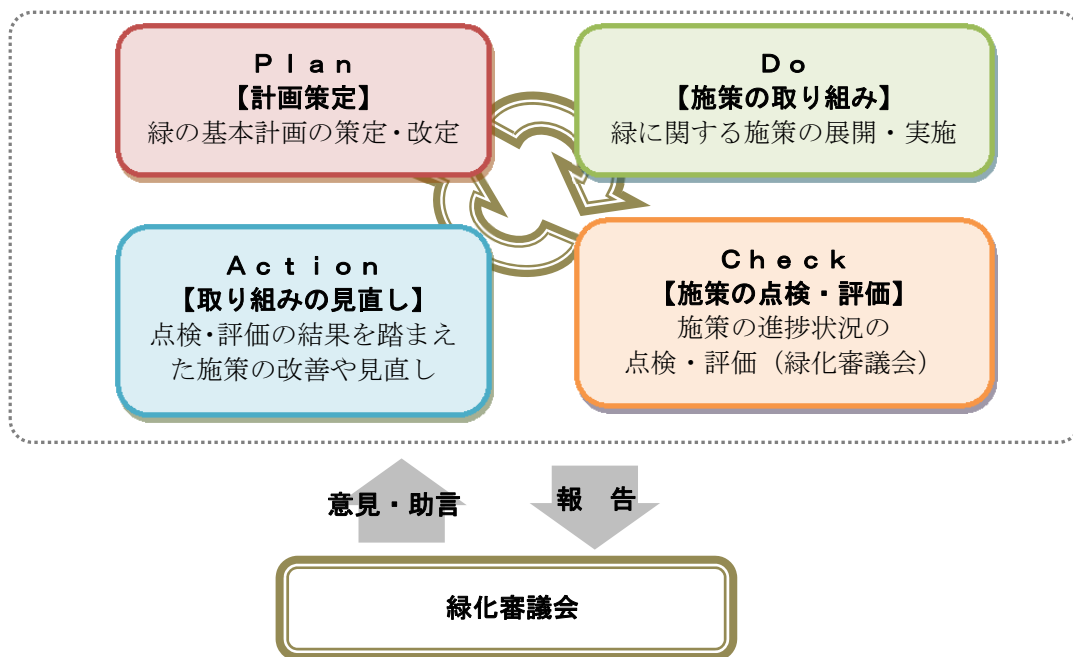
### 1. 計画の推進体制

八千代市を緑豊かで住み良いまちにするためには、今ある緑を適切に保全するとともに、街中の緑の質を高め、緑をより良い状態で未来へ継承する必要があります。

八千代市ふるさとの緑を守る条例に基づき、市は「自然環境を保全し、緑化を推進するための総合的な施策を策定し、その実施に努める」とともに、市民のひとりひとりも「日常生活を緑にみちた潤いのあるものにするため、樹木、花などを植栽し、大切に育てるとともに、自然環境の保全と緑化に努める」ものとし、緑豊かな八千代市づくりを推進していきます。

### 2. 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルによる進行管理を行い、計画の実効性を高めていきます。



主な施策については、緑化審議会による定期的な点検・評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、取り組みの見直しが必要な場合は、事業の見直しや改善を行います。

本計画全般については、目標年度は平成47年度となっていますが、中間年度の平成37年度において計画の全般的な点検・評価を行い、計画の見直しを行うものとします。

また、中間年度以外であっても、点検・評価の結果大幅な取り組みの見直しが必要と判断された場合や、大きな法改正など、緑を取り巻く状況の変化があった場合などについては、緑化審議会の意見を聞きながら、必要に応じ計画の見直しを検討します。

